

(様式第2号)

年 月 日

千葉県知事

様

診療所名称

開設者名(法人の場合は法人名及び代表者名)

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づく診療所に係る取扱要領第6条の規定に基づく報告について

このことについて、法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所としての状況を報告します。

添付資料

地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所であることを確認できる事項について、次のいずれかの事項の内容を報告する(前年1年間)。

- ・在宅療養支援診療所の機能(訪問診療の実施)
関東信越厚生局千葉事務所長あてに1年以内に提出した在宅療養支援診療所に係る報告書の写し等
- ・急変時の入院患者の受入機能(年間6件以上)
- ・患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能
- ・他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能(入院患者の1割以上)
- ・当該診療所内において看取りを行う機能
- ・全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔(手術を実施した場合に限る。)を実施する(分娩において実施する場合を除く。)機能(年間30件以上)
- ・病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
関東信越厚生局千葉事務所長あてに1年以内に提出した有床診療所入院基本料1の施設基準に該当することがわかる資料の写し等